

猪名川部会（作業検討会）

資料－1 事業進捗に関する委員からの意見

平成 16 年 11 月 2 日

(実施)

報告項目	分類	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	提供資料ページ番号	委員からの意見
○	②	計画ー1	5. 1. 2(2)	河川レンジャー	32	(本多委員) 猪名川河川レンジャーの準備会設置においては、河川管理者は河川整備計画基礎案における住民との連携、意見聴取などの項目を洗い出し河川管理者が河川レンジャーやに求める役割・項目を明らかにした上で仕組みや人材の確保・養成・活動内容・試行などの検討を準備会に求めること。また準備会の役割を明確にすること。 「改善が必要な事項」検討に提言の趣旨との関連性が貫かれるよう準備会のメンバーに、淀川水系流域委員会住民参加部会の委員を加えること。
○	②	環境ー15	5. 2. 1(1)	横断方向の河川形状の修復の検討(地区)	34	(松本委員) 全般的には望ましいと考える。高水敷の切り下げは治水対策上も、河道内での洪水対応能力を高めるので、速やかにその方向で進めていただきたい。また、冠水と乾燥を繰り返す(一次水域の出来やすい)場所は、魚類の産卵場所、稚魚の成長場所として大切であり、生態系へ好ましい影響をもたらすと考えられる。①「改善が必要な事項」人為的に河道内に作られた水路は、洪水等により破壊され流れが変化するので、修復のためのコストが発生することになる。高水敷を切り下げ自然の営力により、刻々と変化する水溜まりや水路の形成に任せることを原則とすべきである。その変化こそが、河川における自然学習の大切な部分である。②「追加が必要な事項」例えば、せせらぎ水路付近の砂が堆積した場所には、猪名川流域では希少なスジシマドジョウが生息している。現時点で育まれている生態系を十分モニタリングした上で計画を進めていただきたい。
○	②	環境ー16	5. 2. 1(1)	横断方向の河川形状の修復の検討(地区)	34	(松本委員) 市民参加による、ワンドの整備は住民自身によるモニタリングと平行して進められており、試行錯誤を繰り返しながらの新しい取り組みとして評価出来るのではないかと。河川敷内における自然の営力と人為との相互作用を見る実験的な場所として、また猪名川流域における住民参加による取り組みのモデルケースとして位置付けられる。①「改善が必要な事項」・参加者に猪名川流域全体の、河川整備計画方針をもっと理解してもらう必要がある。・参加した市民の多数決により、河川整備計画と違う方向の取り組みにならないようにしなければならない。
		環境ー24・26	5-2-1(2)	縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)	35	(畚野委員) 個別に検討し、「猪名川自然環境委員会」で指導、助言をいただき、随時実施とされているが、対象とする魚類の生態を十分調査・検討し、効果的な格堰・合流点の着手順位を考及いただきたい。魚類の遡上と降下、それぞれに対して適した構造物を設置する必要がある。
	②	環境ー27	5. 2. 1(2) 5. 7. 1(1)	魚類等の遡上・が可能	35	(池淵委員) ダム堆砂をわずかではあるが排出するとともに、その土砂を下流に投入し、ダム放流量などで移動させる土砂の下流還元方法であり評価できるが、下流河川への影響、環境回復効果をどのようにモニタリングするか考えておく必要がある。その際、土砂投入量とその粒径分布特性、放流規模とそれにとりまう土砂の移動課程および影響・効果範囲などまだまだ試行実験がともなってくるのでは、猪名川自然環境委員会でもフォローを。
	②	環境ー47	5. 2. 5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	39	(池淵委員) ダム堆砂をわずかではあるが排出するとともに、その土砂を下流に投入し、ダム放流量などで移動させる土砂の下流還元方法であり評価できるが、下流河川への影響、環境回復効果をどのようにモニタリングするか考えておく必要がある。その際、土砂投入量とその粒径分布特性、放流規模とそれにとりまう土砂の移動課程および影響・効果範囲などまだまだ試行実験がともなってくるのでは、猪名川自然環境委員会でもフォローを。

	②	環境一47	5. 2. 5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	39	(畚野委員) 整備シートの第1項の、具体的な内容の項で、総合土砂管理と共に「土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図ると謳われているが、今後重要な検討課題として、是非実現に努力していただきたい。
		環境一58	5. 2. 6	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	40	(矢野委員) ①河川工事等に伴う土砂の流出による、河床への土砂の堆積による環境への影響とその防止等については、すでに整備計画原案にも記載されている。しかし、その他流域の農地の圃場整備工事、建設残土等の産業廃棄物の不法投棄等によっても河川に土砂が流入し堆積し、一次生産者である河床に生育する藻類等の生育を妨げ、食物連鎖反系を破壊し、その消費者である水性昆虫、貝類および魚類の生育に大きな影響を与える事例も多くみられており、今後は河川管理者、流域自治体、本流域委員会が設置が検討されている「河川レンジャーや地域のNPO等が監視し適切な対策を講じていく必要がある。②河川環境については猪名川水系では自然環境委員会が設立され、すでに3回の協議がなされており、今後の検討の中で多くの問題点を明確にされていくものと考えられるが、治水等のため、止むを得ず人工的に河川に河川敷や河床での工事を実施する場合は構築物による環境破壊を最小限にし、如何に自然になじませるかを留意する必要がある。また、人工的に淵、瀬やワンド等を構築する場合には河床への影響も考慮し、あくまで人が自然に手を貸し、手助けし、自然環境の調和と持続を図る必要がある。
		環境一59 ・ 60	5. 2. 6	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	40	(矢野委員) ①外来種による在来種の放逐は琵琶湖・淀川水系のみならず全国の湖沼・貯水池や河川等で見られており、特にオオクチバスやブルーギル等作作的に移入されたもの、グッピーなどペット等として飼育されていたものが流出し生態系を攪乱している事例が多く捕獲作戦を実施しているが、その効果については厳しいものがある。また希少種となったメダカやイタセンパラ等を乱獲するマニヤや業者等もあり、これらについては日本本来の自然環境の立場からも啓蒙を続け、場合によっては条例等による取り締まりも必要となる。一方、人、物が世界的規模で流動する現在においてこれらをシャットアウトしていくことは非常に難しいのが実情である。また、今後懸念される地球温暖化等の気候変化により、生態系も徐々に変化していくことも考慮に入れていく必要もあるものと考えられる。なお、河川等の自然環境の保護には固有種の自動的な生き残りに人が如何に手を貸し、関与していくことができるかその方法の探索も必要である。何れにせよ在来種の保護の観点から、地域の河川生態系に「くわしい」地元のNPO等と連絡を密にし、常に監視を続けていく必要がある。②在来の固有種や外来種の生息地の産卵、摂食方法等の生態についての詳細な調査を行い、その生態系を利用し、在来種の増殖への手助けや外来種の撲滅に向けた取り組みも必要と考えられる。
		環境一59, 60, 61	5. 2. 6(1)	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	40	(服部委員) ①生育・生息環境の保全と再生の検討ということで、高田地区、東園田地区、北河原地区の河川整備の方針が出されている。これらの場所は自然性の低い猪名川の・藻川の中において良好な自然環境・景観が残っている場所である(これらの場所では確認されていない生物が多く含まれている カワラナデシコ、シルビアシジミ、クロベノケイガニ、まとまった面積のオギ群落、ウキヤガラマコモ群落、クサヨシセリ群落など)。これらの場所を保全することは、猪名川の生物多様性を守ることも評価できる。②事業対象の3地点がすでに設定されているが、ヒメボタルの新産地が発見され、台風による出水後の環境変化も見られること、外来種の侵入、繁茂が激しく自然性が著しく低下している場所もみられることから対象地点の設定を再検討する必要がある。また各事業地において目標とすべき自然を明確にして、保全・再生の事業を進める必要がある。③最新の河川水辺の国勢調査結果などをと、猪名川・藻川の自然環境や生物資源の特性を解析し、その上で良好な自然が残る保全すべき場所、自然性が低下し再生すべき場所などを抽出する必要がある。
○	②	環境一61	5. 2. 6(1)	生息・生育環境の保全と再生の検討(北河川地区)	39	(松本委員) ①「改善が必要な事項」具体的な事業の内容が不明である。猪名川自然環境委員会の示唆を待つまでに現時点で考えうる対策方法(案)が示されても良いのではないかと。②「追加が必要な事項」この地区で唯一確認されている貴重な動植物が何かを明記し、その存続を可能とする環境を示しておくべきである。

		環境一61	5. 2. 6	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	40	(矢野委員) ①河川構造物は環境を破壊せぬように自然にマッチしたものとすべきであるが、治水等の面から必要な施設は調和を図りつつ構築していくものとする。一方、猪名川でも現在堤外の河道内で多くの樹木が繁茂している状況が見られ、洪水時に流下物等が引掛かり、場合によっては樹木が流出し、橋脚等で流れを堰き止め、越堤の現象を誘因したり、河道内の構築物への機能の障害や根張りによる侵食等も起こす可能性もある。また、河川敷の景観も損なわれ、本来の有する速やかに水を流下させる機能を奪うことのないよう、治水対策のためにも管理上必要に応じて伐採等を実施する必要がある。河道内樹木伐採の後の景観等については予め地域の住民と協議を実施し、どのような河川とするか検討を進めていく必要があり、自然環境委員会でも十分に協議されることが望まれる。
○	②	環境一62	5. 2. 6(1)	支川や水路を含めた構造の改善等の改善に向けて、関係機関と連携	39	(松本委員) この部分を事業として取り上げた点は評価したいが、具体性に欠けており、どの場所でのどのような改善事業を検討するかが不明である。「改善が必要な事項」各流域、地区ごとにどの地区でどのような問題が生じたかを踏まえて(人為的形狀変化によって消滅した魚種等)どの場所に、課題に掲げた問題があるかをもう少し具体的に示す必要がある。
○	②	環境一62	5. 2. 6(1)	支川や水路を含めた構造の改善等の改善に向けて、関係機関と連携	39	(松本委員) この部分を事業として取り上げた点は評価したいが、具体性に欠けており、どの場所でのどのような改善事業を検討するかが不明である。「改善が必要な事項」各流域、地区ごとにどの地区でどのような問題が生じたかを踏まえて(人為的形狀変化によって消滅した魚種等)どの場所に、課題に掲げた問題があるかをもう少し具体的に示す必要がある。
		環境一64	5. 2. 6(1)	外来種対策の推進	40	(服部委員) ①外来種(植物)率日本一の猪名川として外来種対策は特に重要である。アレチウリ対策として発芽状況の調査や市民参画による除去作業等は評価できる。②ニセアカシア、トウネズミモチなどの外来樹木については現在調査中と考えられるが、猪名川自然環境委員会の助言(外来種対策については速やかに実行する)も得ていることから早期に伐採・除去する必要がある。特にトウネズミモチは果実をつけていることから放置することによってさらに果実が散布されることになり、分布が拡大するので早期に伐採が望まれる。③台風23号による出水によってトウネズミモチ等の外来種もかなり生育の被害を受けている。出水による外来種の生育抑制も考えられるので、11月中旬までに外来種の生育状況調査が必要である。
○	②	治水一1	5. 3. 1(1)	水害に強い地域づくり協議	41	(細川委員) 「猪名川流域総合治水対策協議会」に「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの、河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていない。新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留保水機能、貯留機能強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗状況に期待する。また、流域住民の理解と協力、協働・連携をすすめる活動推進を追加すること。
○	②	治水一1	5. 3. 1(1)	水害に強い地域づくり協議	41	(本多委員) また、流域住民の理解と協力、協働・連携をすすめる活動推進を追加すること。
○	②	治水一2	5. 3. 1	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	41	(本多委員) 検討内容が情報にかかわることや啓発に重点がおかれているが、住民との協働、連携について自分で守る活動および啓発に取り組むこと。また河川レンジャーの活動として、検討することも加えること。

		治水-3	5. 3. 1	みんなで守る(情報伝達、避難体制整備)	41	(細川委員) ①「みんなで守る」はく水防活動が主な課題であるが、既存の組織に頼らず住民の自主的な防災活動を促すことに力を入れるべきである。来るべき超高齢化社会に向け、自治体、福祉事業者医療関係者などとも情報の共有、連携を進めるべきである。②排水機場の運用について猪名川流域総合治水協議会において「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡に係る専門部会」の設立を決議したことは評価できる。ポンプ排水調整による影響は決して軽微ではなく、越水しても破堤しない堤防強化を急ぐべきである。一方内水被害の予測される地域について、移転も含めた土地利用の誘導規制、建築物の耐水化など流域対応を積極的に進め、被害の軽減を図るべきである。
○	②	治水-4	5. 3. 1	地域で守る(情報伝達、避難体制整備)	43	(本多委員) 保水機能の保全では、森林や水田を積極的な保全策を河川管理者、流域自治体流域の住民、地権者等も交えて検討しその検討結果の実行を行い実行組織の立ち上げ・活動支援など実行性の高いものとする。
	①	治水-14-11	5. 3. 1(1)	堤防補強(善法寺)	44	(谷野委員) 緊急対策が必要な11区間のうち、当善法時区間は、特に優先的に実施すべきものとして、「淀川堤防強化委員会」等からの提案を踏まえて予定通り平成16年度に実施できるよう努力いただきたい。「改善が必要な事項」留意事項①「淀川堤防強化委員会」の報告によれば、安全度照査結果にもつきパイピング破壊および堤体侵食に対する補強工法を提案されているが、更に望むらくは越水に対する工法で現時点で可能なものがあれば視野に入れていただきたい。②環境調査結果も十分に反映した実施計画を立てていただきたい。
○	②	治水-14	5. 3. 1(1)	堤防補強(戸の内)	44	(畑 委員) ①今回の堤防補強箇所14-1～10は昭和35. 8月洪水実績降雨で計算した流量による想定被害図を基に選定されているように思われるが、この計算での破堤条件と堤防補強工事の内容とが整合していないのではない？ ②前者の計算での破堤は、堤防天端から余裕高を引いた水位を越えた場合に越水、溢水等で破堤に至るとしての説明があったと記憶するが、この計算条件に対応する堤防工事は、河床掘削や堤防嵩上げ等、洪水水位を下げるための工事が該当する。③14-1～11の堤防補強工事では、川表側の勾配を緩くするため、取るべき対策方向とは逆に通水断面が小さくなり、洪水時に水位が上昇してむしろ越水の危険が高まることになる。④上の計算条件で破堤する箇所だけに注目して堤防の補強・浸透対策を行っても、猪名川全体の破堤の危険は防げないのではない。この計算で破堤しなかった箇所でも、堤防補強・浸透対策をとるべき箇所は、ほかにも多々出てくる可能性がある。上の計算条件では、通水断面の不足箇所を探索したに過ぎないからである。⑤浸透対策を堤防補強の主要な方法とするなら、上の計算による破堤箇所の推定ではなく、浸透破壊の可能性のあるところを猪名川堤防全区間にわたって現地調査する必要がある。⑥もし、上のシミュレーション計算で、破堤した箇所から工事箇所を選定されたのであれば、工事すべき箇所の全面的な見直しが必要と考える。(改善が必要な事項)上述の考察を基にすれば、例えば14-1戸ノ内地区については川裏側には舗装道路があり堤防天端との高低差は他地区に比し大きくはなく、浸透破壊の可能性はそれだけ低いと考えられる。14-3岩屋地区も同様で、この場合ドレーンの位置はより低い位置にあるが、浸透路長が長く、破堤の危険は他地区に比し小さくなると考えられる。14-2田能地区や14-10瓦宮・食満地区のように高低差大きく、浸透路長が小さいといった箇所は他にもあると考えられ、そういう箇所の浸透対策を優先させなければ、猪名川全体の安全度を高めることができないのではないだろうか。

○	②	治水-14	5. 3. 1(1)	堤防補強(戸ノ内・岩屋・天津、北河原・東桑津、中村・東久代・神田・高田・小中島・東園田町・中食満・瓦宮・食満)	44	(畑 委員) ①狭窄部に流入する流量のうち一庫ダム経由の流量割合は相当に大きい。面積率から概観して均一に降雨があった場合には5割程度に及ぶだろう。そのため、一庫ダムの洪水調節容量を確保できれば、既往最大の出水に対しても氾濫を防げる可能性がある。従って、一庫ダムにおいて必要洪水調節容量を確保することが、即効性と経済性の面からも優先すべき対策と言えそうである。利水容量の転用でその容量を確保できるなら、最も経済性の高い方法となる。②洪水調節容量を確保できない場合、銀橋上流の治水はらん箇所の有堤化が対策としては妥当な方法のように推測される(現地確認が必要)。 ③いずれの場合においても浸水被害の危険性について、この地区(洪水氾濫域)への転入予定者を含め関係者には十分周知する必要がある。上述対策が取れたとしても、浸水の危険地帯であることには変わりはないので、これ以上の被害を広げないためにも、また、下流の安全を確保するためにも、この地区での開発は極力抑制することが重要であろう。そのための情報提供を当該河川工事を通して続ける必要がある。
	②	利水-1	5. 4(1)	利水者の水需要の性差確認		(畚野委員) 各利水者が水需要の精査確認を始めたことは評価できる。しかし、計画中のダムに関わることであり、早急に結論を求めるべきである。また、予測の精度の点検も必要である。現在報告されているのは、ダム関連の水道事業のみであり、不十分である。猪名川の利水については農業用水が多く、さらに踏み込んだ水需要の精査が望まれる。
	②	利水-2	5. 4(2)	水利権の見直しと用途間転用		(畚野委員) 今後「渇水対策会議」による調整が進むことが期待されるが、工業用水道の用途間転用では不十分である。農業用水の水需要の精査して、許可水利化を進めるとともに、地域の水循環にも配慮して流域全体の水需要の管理を目指すべきである。
	②	利水-4	5. 4(4)	渇水対策会議の改正を調査	46	(本多委員) 水需要抑制に基づく節水のPRIについてPRを一時的なキャンペーンに終わらせず、一定の目標を持ち諸達成出来る取り組みとして行い、地域ですでに取り組まれている自治体、NPOと連携して推進すること。河川レンジャーの課題とし流域住民の節水が進む普及啓発などの取り組みを進める。
		治水-22	5. 3. 1	川西池田地区の築堤を実施	46	(矢野委員) ①本年台風や前線の活発化により、相次いで洪水が発生し、破堤による浸水被害を引き起こし、おおくの生命を奪われ、家屋の流失、床上浸水等の被害が発生した。猪名川水系でも23号台風により、一部家屋の浸水や道路の冠水と侵食被害に見舞われた②猪名川水系では現在川西市の池田地区では合計850mに亘り左右両岸で無堤地区が存在し、高水位時に浸水のおそれがある。このため早急に築堤を実施する必要があると考えられるが、この場合も下流域の河川整備状況を留意しながら、築堤計画を策定する必要がある。なお、工事には用地の取得、地元住民や川西市との合意を得ることが不可欠であり、実際には長期の協議期間が必要となるおそれもある。なお、本年のような気象条件が今後継続するとすれば、住民の生命財産を守るためにも、優先順位を上げ堤防の補強工事を含め早急に計画を策定していく必要がある。
○	②	利用-6	5. 5. 2(1)	河川保全利用委員会(仮称)	49	(細川委員) 「河川保全利用委員会」の運営に際し、意見書を踏まえ、実効性のある、即ち「河川でなければ利用出来ない利用」を促進する方針を明確に実現するよう審議を進めるべきである。高度に高水敷利用されている猪名川の現状から、利用率65%から、具体的な縮小目標を設定すべきである。また次の利用申請の更新時まで、代替地の確保を利用者に要請し、その努力も評価の対象とする。高水敷の利用は、治水上マイナスであることは明白であり、利用者は応分の負担を負うべきである。今後、利用者の負担も見直す必要がある。利用者自ら、運動公園を切り下げ、自然公園へ転嫁する場合は、負担の軽減も含め、評価すべきである。

		利用一6	5. 5. 2	河川保全利用委員会	50	(服部委員) ①高水敷の利用に関して「河川保全利用委員会に意見を聴く」とあるが、猪名川の高水敷利用率65%という特殊状況を考慮しないで、他河川と同様に委員会に意見を聴くという方針はまったくおかしい。少なくとも猪名川においては新設を認めないといった基本方針を示すべきである。猪名川の環境の保全・復元を考えても、高水敷をもとに戻すこと以外に他の方法はない。高水敷を縮小することは治水上も有効である。②猪名川の特殊性を考えて、第一段階として他の河川並の利用率(20%前後)に低下させる具体策が必要である。他の河川並の高水敷利用率となった時点で整備内容シートに示された方針が立案されると思われる。③突然不許可にできないとしても、同じ都市公園であっても、運動場としての利用から低水敷となっても利用可能な淀川国営公園内の自然地区のような公園利用を検討すべきである。
		維持一2	5.6	堤防等の除草	51	(服部委員) ①梅雨期や台風期の前に除草を実施するのは堤防保全上望ましいことである。②堤防法面の保全や景観維持のために植生工は必要であり、植生が成立すれば植生維持・管理のための除草が必要である。堤防法面に適した植物群落とその群落を維持するのに必要な管理手法を示すべきである。③堤防法面の植生工として望ましい工法、望ましい目標植生、管理手法が必要と考えられる。
○	②	ダム一22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 透水性舗装案および雨水浸透樹設置案	59	(本多委員) 代替案としては効果に疑問があるが、長期的に見て流域対応として取り組む必要がある。
○	②	ダム一22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 校庭貯留案	59	(本多委員) 都市化が進み田畑や森林が少なくなる状況を考えて実施すべきである。ただし、費用や環境に与える影響を十分考慮すること。
○	②	ダム一22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 一庫ダムの予備放流	59	(本多委員) 洪水期の予備放流はリスクがあり検討しない。非洪水期については、検討すること (細川委員) ①一庫ダムの操作規則を変更するだけで可能なので、今後検討の余地を残すべきである。すなわち、大阪府の上水の利水容量を他の水源に移すだけでなく、兵庫県についても、多田浄水場の事業が進めば、県水への振替も可能になる。利水を農水のみになれば、操作は楽になるのではないかと。②降雨予測の精度を上げる。③多田で取水している兵庫県の利水容量を県営水道へ振り替えることを検討。(事業の進捗を待つ)
○	②	ダム一22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 狭窄部開削の検討	59	(本多委員) 狭窄部開削については、下流の堤防強化が進み浸透・浸食・越水対策ができるまで原則開削しない。当面、多田地区の浸水被害回避は、既往最大(S35・08)では、治水の限界を超えており被害解消はできないことから、狭窄部開削が可能となるまで人命優先のソフト対策をいそぐべきである。
○	②	ダム一22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 一庫ダムの嵩上げ案	59	(本多委員) 実現可能な1、2m・2mの嵩上げ案は、効果はあるが費用負担が大きい。大幅な費用軽減が可能であれば検討に値するが、現状の計画についての実施検討は行うべきでない。また現状のダムの余裕高の有効利用によるチャージャー水域の引き上げなども検討すること。道路の冠水・山林の冠水を容認する方策についても併せて検討すること。 (細川委員) サーチャージ水位は、2メートルの余裕高があり、ゲート補強なしでも余裕高いっぱいまでの貯水は可能ではないか。 また、水没する道路は付け替えをせず通行止めにするなど、できる限りソフト対応で実現を検討すべきである。

○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 一庫ダム放流操作変更案	59	(本多委員) 放流量、放流時間、放流開始時期など、さまざまな視点から放流操作を複数もち、ダムの空き状況、降雨状況に応じてさまざまな事態に対応できる操作を検討すること。また、猪名川の水量によっては、放流量を絞る操作も検討すること。 (細川委員) 一庫ダムには650m3の放流能力があり、下流河川の流下能力の増大と合わせ、検討すべきである。多田地区の住民には、一庫ダムの放流操作に対する不信感があり、そういった住民感情への配慮も必要である。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	一庫ダムの利水容量の振り替え案	59	(細川委員) ①一庫ダムの利水容量を振り替えて、治水効果を高めることは、有効である。ただし、余野川ダムへの振り替えは、振り替え時の供給能力の同等性に問題があり、また大阪府営水道への振り替えも可能であるので、この振り替えをもってダム建設の理由にはできない。大阪府営水道への振り替えは、古江での取水が可能であり、運用での課題を検討し、進めるべきである。③兵庫県分の利水容量の県営水道への振り替えの検討
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 一庫ダム堆砂容量の活用案	59	(本多委員) 貯砂ダムは、環境への影響が大きく、費用対効果が小さいため、実施すべきでない。現在のダムの堆砂容量の向こう30年間で使いきれない堆砂容量の活用を検討すること。 (細川委員) 既存のダムの寿命をできる限り伸ばすことが、今後重要である。そのため、堆砂容量の活用のための貯砂ダムは、小羽化としては軽微であるが、検討すべきである。計画では、環境、景観への影響が懸念され、貯砂ダムの建設は賛成できない。その点を改善できるならば、事業は進めるべきである。今後、排砂の方法の改善も重要である。また空き容量の活用も、検討すべきである。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 分水路設置案	59	(本多委員) 分水路は、費用が大きく一庫ダムの容量に限界があることから効果は限定的であり検討しない。 (細川委員) 分水路設置案は、本川の流量の低減を図るものであるが、その流入先は一庫ダムであり、まず一庫ダムの治水機能強化を優先すべきである。また分水路は、周辺の地域への影響が大きく、費用に見合う効果があるのか十分に検討すべきである。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 既設調整池の機能向上案	59	(本多委員) 実施可能なものは、速やかに選定・実施すること。 (細川委員) 実施可能性調査を進め、治水効果をあげられるものは実施すべきである。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 一庫ダム堆砂容量の活用案	59	(本多委員) 貯砂ダムは、環境への影響が大きく、費用対効果が小さいため、実施すべきでない。現在のダムの堆砂容量の向こう30年間で使いきれない堆砂容量の活用を検討すること。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 分水路設置案	59	(本多委員) 分水路は、費用が大きく一庫ダムの容量に限界があることから効果は限定的であり検討しない。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 新たな遊水池案	59	(本多委員) 田畑に周囲堤を築いての新たな遊水池は、環境に与える影響が大きく、費用も大きい。また農業従事者の理解が得にくく検討しない。他の方法による新たな遊水池についてさらに検討する。

○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 森林保水機能案	59	(本多委員) 森林保水機能案による代替案は、対象としないとの判断は妥当であるが、現在の森林保水機能は、有効に働いており現状を維持することは、重要である。現状の森林面積と保水機能を維持するためにその維持・保全策の検討を行うべきである。
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 水田の活用案およびため池の活用案	59	(本多委員) 水田、ため池のかさ上げは、環境および農作業に影響が大きく、関係者の理解が得にくいので検討しない。しかし、現状の水田、ため池の貯水効果は大きく維持することが重要である。現状の水田、ため池の保水機能を維持するためにその維持・保全策の検討を行うべきである。また、将来狭窄部を改良するような状況になった場合、下流の保水機能維持による負荷軽減策として下流域の水田、ため池の維持についても検討する。(水田がなくなるとため池もなくなるため逆効果が推進される。)
○	②	ダム-22	5. 7. 2	余野川ダム(猪名川総合開発事業) 家屋の浸水対策	59	(本多委員) 引き続き検討するとともに、各自の改築の際には対応が進むように普及策も検討する。